



全国瞬時警報システム

Jアラート の情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

**令和6年8月28日（水）
午前11時頃**

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉



お墓参りのときの注意

◆お墓参りでの供物は必ず持ち帰りましょう

お墓参りをする際に供物などをそのままにしておくと、カラスやキツネが散らかし、スズメバチの餌になるなど、墓地全体が不衛生になります。供物は必ず持ち帰りましょう。

◆お墓参りや墓地掃除の際は環境美化に努めましょう

墓地のごみステーションでは、枯れた花や枯れ草などの「燃やせるごみ」のみ回収しております。空き缶やペットボトル、掃除の際に使用した除草剤の容器などは、家に持ち帰り資源ごみとしてリサイクルしましょう。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

寿都温泉ゆべつのゆ臨時休業のお知らせ

寿都温泉ゆべつのゆでは、9月3日（火）と4日（水）に設備維持のための工事作業実施に伴い臨時休業いたします。

ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※9月2日（月）は定休日

◆ お問い合わせ先

寿都温泉ゆべつのゆ 電話 0136-64-5211

密漁は絶対にやめましょう

近年、道内では悪質な密漁が横行し、特に沿岸域に生息しているアワビやナマコの被害が増えており、後志管内においても、密漁被害が後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、令和2年改正漁業法により、密漁行為に対する罰則が次のとおり強化されました。

＜罰則の内容＞

- 特定水産動植物（アワビ・ナマコなど）採捕の罪・密漁品流通の罪を新設
→ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 無許可操業の罪について、罰則を引き上げ
→ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 漁業権侵害の罪について、罰則を引き上げ
→ 100万円以下の罰金

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為ですので、絶対にやめましょう。

◆ お問い合わせ先

後志総合振興局 産業振興部水産課
電話 0136-23-1394

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
一般曹候補生 (第2回)	男子	9月3日(火)まで	1次試験 9月14日(土)～22日(日) のいずれか指定する1日
	女子		2次試験 1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生 (第3回)	男子	9月3日(火)まで	9月20日(金)～26日(木) のいずれか指定する1日
	女子		

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所
電話 0136-23-3540
自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207
自衛官募集相談員 斉藤孝司
電話 0136-62-2070
役場担当窓口 総務財政課総務係
電話 0136-62-2511

スズメバチ被害を予防しましょう

スズメバチの活動が活発になる季節になりました。特に8月から9月はスズメバチが増え、巣を守るため攻撃的になります。

次のことに注意して、スズメバチ被害を予防しましょう。

- ・スズメバチを刺激する恐れがあるため、外出の際は香水や黒い服の着用を避ける。
- ・巣に近づいたり、ハチを追い払わない。
- ・巣に近づいてしまった場合は、ゆっくり巣から遠ざかる。
- ・巣を作りやすい壁や軒下、物置などの住宅の周りを定期的に点検する。



ハチの巣の駆除について

町では、高い所や家屋などの解体を伴う箇所についての駆除は対応できません。

また、土・日曜日や祝日などは状況によって即日対応できない場合もありますので、ご了承願います。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

日赤社資にご協力をお願いします

日本赤十字社では、人道と博愛の精神から、世界の平和と福祉増進のため、自然災害の救済や献血事業などの福祉活動を行っています。これらの活動は、皆さまからの社資によって運営されており、日本赤十字社寿都町分区では、毎年各町内会のご協力をいただき、社資を募集しております。

募集期間は8月から10月末までとなっておりますので、皆さまの温かいご支援をよろしくお願い致します。



◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

北海道原子力防災 カレンダーに掲載する 絵画を募集します

道では、泊原子力発電所周辺13町村の全戸を対象に北海道原子力防災カレンダーを配付しており、2025年のカレンダーに掲載する絵画を町内の小・中学校に在学する児童・生徒から募集します。応募いただいた絵画のうち、入選作品をカレンダーに掲載する予定です。

応募する際は、用紙の裏面に「学校名・学年・氏名（ふりがな）・住所・電話番号・作品名」を明記してください。用紙はB3又は四つ切りで、使用する画材は自由です。奮ってご応募ください。



◆ テーマ

13町村のイベント・行事、四季折々の風景など

◆ 応募方法

9月6日（金）までに役場総務財政課へ持参してください。

◆ お問い合わせ先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
電話 011-204-5011

8月は北方領土早期返還要求強調月間です

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方領土は、私たちの祖先が開拓し受け継いできたもので、我が国固有の領土です。

第二次世界大戦末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏を表明したあと、北方領土にソ連軍が侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、一方的にソ連領に編入しました。そして、現在もなお不法に占拠しています。

毎年、8月と2月は「北方領土返還運動全国強調月間」であり、一日でも早い北方領土の返還を実現するため、期間中に全国各地で集会、講演会、キャラバン、パネル展などの行事を開催します。

本町においても役場庁舎と総合文化センターに署名コーナーを設置していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- | | |
|-----|----------------------------|
| ◆日程 | 8月21日（水）28日（水）
9月 4日（水） |
| ◆会場 | 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター |

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

食中毒を防ぎましょう

食中毒とは、食中毒菌などが付いている食品を食べて、下痢、腹痛、嘔吐、発熱などの症状を起こす病気です。

毎年、カンピロバクター属菌などの食中毒菌やノロウイルスによる食中毒が発生しています。また、カンピロバクター属菌や腸管出血性大腸菌などの細菌は、家畜の腸にいたため、肉への付着をゼロにすることは難しく、食肉の生食や、加熱が不十分な肉料理を食べたりして食中毒が発生します。

特に抵抗力の弱い子どもや妊婦、高齢者は、重症となる場合があるので注意しましょう。

◆ 食中毒予防の三原則

○つけない（清潔）

トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょう。食器やまな板などの調理器具はこまめに洗い、熱湯や消毒液で消毒することも大切です。

○ふやさない（迅速又は冷却）

細菌は10℃～65℃の温度帯で活発に増殖します。食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょう。また、調理後の食品も長時間放置しないようにしましょう。

○やっつける（加熱と殺菌）

食中毒菌は熱に弱く、加熱でほとんどの菌が死滅します。

焼肉やバーベキューなど自分で肉を焼きながら食べる場合も十分に加熱して、生焼けのまま食べないようにし、肉を焼く際に使用する箸やトングは、食べるときに使用するものと使い分けしましょう。



◆ お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局 食品衛生課
電話 011-204-5260

7/21～8/20は、 夏の暴力追放運動強化月間です

ほとんどの人が、「自分は、暴力団には関わらない」と思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか、知れません。

暴力団からのアプローチを受けた場合は、警察や北海道暴力追放センター、弁護士などに相談しましょう。

◆ 暴力団からの不当要求に対する平素の準備

① トップの危機管理

- ・ トップ自らが、「不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築する。
- ・ 企業において、担当者が報告しやすい雰囲気づくりを行う。

② 体制づくり

- ・ あらかじめ、対応責任者、補助者などを指定し、対応マニュアル、通報手順などを定めておく。
- ・ 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ・ 対応する部屋を決め、録音や撮影機器などをセットするとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了証書などを掲げておく。



③ 暴力団排除条項の導入

- ・ 「暴力団等反社会的勢力とは取引しない」「取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約する」などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款などに導入しておく。

④ 警察、北海道暴力追放センター、弁護士などとの連携

- ・ 事案の発生に備え、警察や北海道暴力追放センター、弁護士などとの連携を保ち、担当窓口を備えておく。



◆ お問い合わせ先

北海道暴力追放センター札幌本局
札幌市中央区北3条西7丁目1番1号
北海道庁緑苑ビル
電話 011-271-5982